資料　７－３

県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会規約改正新旧対照表

改正後	改正前
○県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会規約 平成27年４月１日 改正　平成31年４月１日 （組織） 第３条　協議会は、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、盛岡北部行政事務組合、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿岩手・玉山環境組合、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合及び滝沢・雫石環境組合（以下「構成団体」という。）の代表者（以下「構成員」という。）で構成する。 附則 １　この規約は、平成31年４月１日から施行する。	○県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会規約 平成27年４月１日 （組織） 第３条　協議会は、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、盛岡北部行政事務組合、紫波、稗貫衛生処理組合、岩手・玉山環境組合、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合及び滝沢・雫石環境組合（以下「構成団体」という。）の代表者（以下「構成員」という。）で構成する。